

学校法人大淀学園情報公開規程

制 定 平成29年5月26日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大淀学園（以下「学園」という。）が学校法人としての公共性に鑑み、社会に対する説明責任を果たすために、学園が保有する情報の公開について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 「公開」とは、学園が有する情報を自主的に公表することをいう。

2 「学園」とは、特定の定めがない限り学園が設置する各学校を含むものとする。

(情報の公開)

第3条 学園は、次の各号に定める情報について、ホームページの利用又は刊行物への掲載、その他広く社会に周知することができる方法によって公開する。

- (1) 学園の基本情報
- (2) 財務及び経営に関する情報
- (3) 監査に関する情報
- (4) 教育研究活動に関する情報
- (5) 社会貢献、国際交流に関する情報
- (6) 自己点検・評価及び外部評価に関する情報
- (7) 公費の助成に関する情報
- (8) コンプライアンス等に関する情報
- (9) 情報公開に関する情報

2 前項各号の規程により公開する情報は（以下「公開情報」という。）の細則は、別表のとおりとする。

3 前2項の規程にかかわらず、学園は、公開情報以外の情報についても必要に応じ公開に努めるものとする。

(情報の適正管理)

第4条 法人事務局にあっては事務局長、宮崎産業経営大学にあっては学長、鵬翔高等学校及び鵬翔中学校にあっては校長（以下「情報責任者」という）は、それぞれの所管事項に係る情報（以下「所管情報」という）を、関係法令及び諸規定並びに契約による義務等を厳守し、この規程に基づき公開しなければならない。

2 情報責任者は、所管情報の漏洩、滅失、毀損及び改ざんの防止のため必要な措置を講じなければならない。

3 法人事務局及び宮崎産業経営大学にあっては事務局長、鵬翔高等学校及び鵬翔中学校にあっては事務部長は、ホームページで公開する公開情報について、適正な管理をしなければならない。

(閲覧)

第5条 学園の利害関係者は、私立学校法第47条第2項に基づき、本学園の事務所に供えた書類を閲覧することができる。

2 前項の書類の閲覧について必要な事項は、学校法人大淀学園財務書類閲覧規程に定めるところによる。

(非公開情報)

第6条 学園は、次の号に掲げる情報はについて公開しない。

- (1) 法令等の規程により公にすることができない情報
- (2) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ①法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されて

いる情報

②人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報

③学園の役員及び教職員の職務の遂行に係る情報のうち、当該役員及び教職員の氏名、職名及び職務の内容であって当該個人の権利利益を侵害するおそれがないもの。

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報は又は事業を営む個人の該当事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報を除く。

①公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるもの。

②学園等の要請を受けて、公にしないことの条件で任意に提供されたものであって、学園等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他公にしないことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。

(4) 学園の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、情報の公開について必要な事項については、理事長が定める。

(規程の変更)

第8条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の審議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、理事会が承認した日から施行する。

附 則

この規程は、理事会が承認した日から施行する。

別表

公開情報	
I. 学園の基本情報	
1 事業報告書	
(1) 法人の概要	
① 設置者・設置学校・学部・学科及び所在地	
② 建学の精神、設置の目的について	
③ 法人の沿革	
④ 法人組織図	
⑤ 学部・学科の入学定員・収容定員・学生数及び卒業生の進路状況	
⑥ 役員等	
⑦ 教職員数	
⑧ 校地校舎等の状況	
(2) 事業の概要	
① 学園の事業報告	
② 各学校の事業報告	
(3) 財務の概要	
① 資金収支計算書	
② 事業活動収支計算書 (H26年度以前においては、消費収支計算書とする)	
③ 貸借対照表	
2 財務諸表	
(1) 計算書類	
① 資金収支計算書	
② 資金収支内訳表	
③ 活動区分資金収支計算書	
④ 事業活動収支計算書 (H26年度以前においては、消費収支計算書とする)	
⑤ 事業活動収支内訳表 (H26年度以前においては、消費収支内訳表とする)	
⑥ 貸借対照表	
(2) 財産目録	
(3) 財務比率推移表	
① 貸借対関係比率	
② 事業活動収支関係比率 (H26年度以前においては、消費収支関係比率とする)	
(4) 勘定科目推移表	
3 監査報告書	
(1) 監事の監査報告書	
II. 宮崎産業経営大学の教育活動に関する情報	
1 大学の教育研究上の目的に関すること	
(1) 大学の教育研究上の目的	
(2) 法学部の教育研究上の目的	
(3) 経営学部の教育研究上の目的	
2 教育研究上の基本組織に関すること	
3 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位業績に関すること	
(1) 大学の教員組織	
① 役職者一覧	
② 教員数	
(2) 専任教員の保有学位・教育研究実績	
4 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生数 卒業又は終了した者の数並びに進学者数及び就職者数の他進学及び就職 等の状況に関すること	
(1) 入学者受入方針 (アドミッションポリシー) 及び入学者	
(2) 収容定員及び在籍学生数	
(3) 卒業生数及び卒業後の状況	
(4) 留学生数及び海外派遣学生の状況	

公開情報	
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関する事
6	修学の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事
	(1) キャンパス概要
	(2) 校地、校舎等の施設及び設備
	(3) 課外活動状況
8	授業料、入学検定料その他大学が徴収する費用に関する事
	(1) 学納金（入学金・授業料等）
	(2) 学生寮
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事
	(1) 就学支援
	(2) 心身の健康に関する支援
10	教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
11	海外の協定相手校に関する事
III. 宮崎産業経営大学の自己点検・評価及び外部評価に関する情報	
1	外部評価、認証評価の結果及びその対応についての報告書
IV. 宮崎産業経営大学の公費の助成に関する情報	
1	宮崎産業経営大学公的研究費の運営及び管理に関する規程
2	宮崎産業経営大学公的研究費の不正行為に関する通報取扱い規程
3	公的研究費の不正防止計画
4	大淀学園物品等契約に係る取引停止等の取扱い
V. コンプライアンス等に関する情報	
1	大淀学園内部通報に関する規程
2	大淀学園職員賞罰取扱規程
3	ハラスメントの防止に関する事
	(1) 大淀学園ハラスメントの防止に関する規程
	(2) セクシャル・ハラスメントの防止の基本方針
	(3) セクシャル・ハラスメントの防止等のための職員が認識すべき事項についての指針
	(4) ハラスメント防止対策委員及び相談員名簿
	(5) ハラスメントに対する相談・苦情への対応のながれ
VI. 情報公開に関する情報	
1	大淀学園情報公開規程
2	個人情報に関する事
	(1) 個人情報保護規程・個人情報保護に関する規程
	(2) 個人情報の保護の基本方針
	(3) 個人番号及び特定個人情報取扱規程
	(4) 特定個人情報の取扱に関する基本方針